

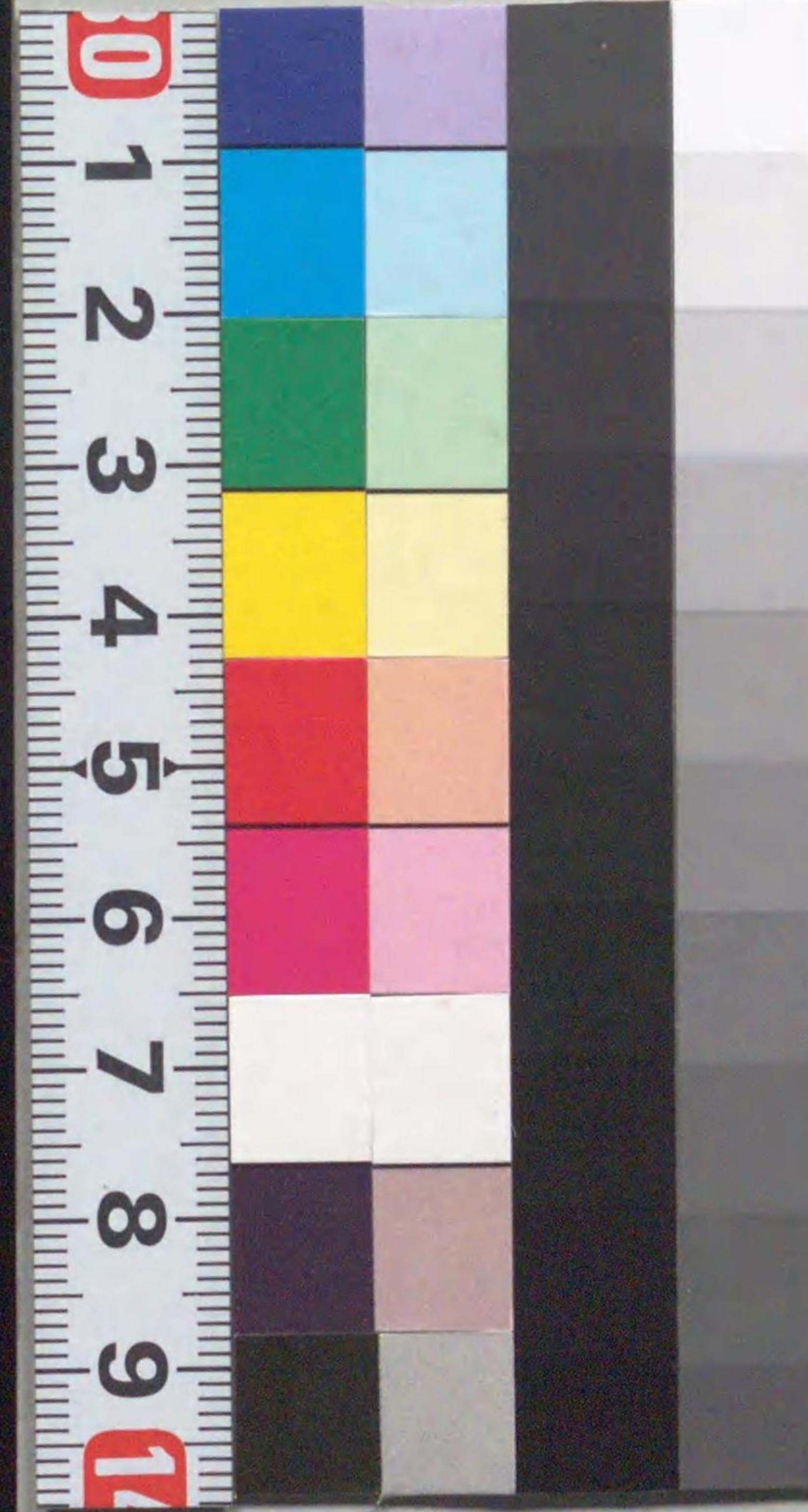
Y994-J10273



1200901262651

軍首パラレット

(=)



目 次

- 一、一般軍縮會議經過概說其六（昭和八年六月ヨリ一二月迄）
- 一、英米は何故に我均等兵力の主張に反対するか
- 一、海軍軍縮協定の基準に就て
- 一、海軍軍備の制限方式に就て
- 一、海軍航空の概要
- 一、海軍軍縮協定不成立と我國民の覺悟
- 一、觀艦式の盛儀と機として帝國海軍を語る
- 一、軍縮問題に就て
- 一、軍縮會議の暗礁 脆弱性（バルネラビリティ）問題の真相

Y994

J10273



I 種

W



1200901262651

- 一、軍縮會議を中心として
- 一、國際情勢と海軍軍縮會議
- 一、國民生活と軍縮問題
- 一、支那事變に於ける帝國海軍の行動（發端より南京攻略迄）
- 一、日支未三國關係、變遷（上）
- 一、日本海々戦の實績と軍縮問題
- 一、日末古続の軍縮問題
- 一、日露戰役の實績と鑑みて國際現勢と帝國海軍
- 一、支那事變、報國、美談（第三輯）
- 一、”

（第四輯）

昭和九年一月

(以印刷代謄寫)

一般軍縮會議經過概說

其ノ六

9.2.8
議院
圖書館

(昭和八年六月ヨリ十二月迄)

海軍省軍事普及部

目

次

(海軍省臨時調查課編纂)

第一、一般經過.....	一頁
第二、幹部會及一般委員會.....	二頁
第三、人員委員會.....	五頁
第四、監督委員會.....	八頁
第五、國防費問題.....	三頁

第一、一般経過

昨年六月二十九日一般委員會に於て「十月中旬に至る迄の會議休會中主として議長を中心として意見相違點に關し各國と内交渉を行ふ」ことゝすべき旨決定せられたるを以て議長は此の間英、佛、伊、獨其の他關係國を歴訪し協議する所ありしが獨國は曩に容認せられたる軍備權の平等に基き之が實際的適用を強調して即時軍縮の實行を要求し之に對し佛國は軍縮着手前必要な豫備期間を設け軍事監督を試行せんことを要求し容易に意見の一致を見得べからざる情勢となりしも時日の逼迫を虞れ十月十四日開催の幹部會に於て英外相は米佛等の支持を得て條約案審議に關聯し

- (一) 軍事監督の先行
- (二) 軍事監督實施後軍縮着手
- (三) 再軍備の一般的禁止

を提唱せる處右に對し同日獨國政府は同國本來の主張たる軍備權の平等は最早之を實

現し難しとなし、軍縮會議竝に國際聯盟脫退を通告せり。之が爲會議議事に一大支障を生じたるも、獨國の不參加に不拘幹部會責任の下に英條約案第二讀會案を作製することに決し、爾後時々内談等を行ひ居るも、未だに妥協點を見出し得ず一般委員會の如きも、昭和九年一月以降迄延期せられたり。尙幹部會、一般委員會其の他關係委員會の經過概要次の如し。

第二、幹部會及一般委員會

一、十月九日幹部會開催

議長より

「歐洲主要國首都歷訪の次第竝に壽府に於て英、米、佛代表と會談したるが何等解決不可能なる事項ありとは思考せられず、勿論歐洲政局の現狀は會議事業を困難ならしむるものあるも休會中の努力の結果會議議事を解、決、容、易、な、る問題」

- (一) 武力不行使普通化
- (二) 侵略國決定
- (三) 監督
- (四) 歐洲大陸陸軍編制様式統一
- (五) 豫算公表の監督
- (六) 空爆
- (七) 常設軍縮委員會の即時設定
- (八) 海軍
比較的困難なる問題
- (一) 第一次軍縮の條約實施期間
- (二) 戰車及砲口徑
- (三) 廢棄又は他の方法に依る陸軍兵器の縮少
- (四) 兵器製造取引

(五) 軍用航空

(六) 違反國に對する制裁

とに二大別するを得たるが條約實施問題に關しては若干國は之を五箇年とし右期間中漸進的に禁止器材の破壊及平等權實現を行ふべしとし他の若干國は之を八箇年とし第一期の四箇年（所謂試驗期間）に於ける監督制度運用の結果を常設委員會の裁定に委ね其の満足と認めらるる場合に於て條約所定の軍縮を第二期の四箇年に行ふべしと意見分れたり。

只常設軍縮委員會に關しては各國首都歷訪中予は同委員會の設定を英案第八十四條（委員會は本條約實施より三月以内に於て國際聯盟事務總長に依り招集せらるるとき第一回會合を行ふ）の如くするは遅きに失するを以て、例へば二十國の調印あれば直に軍縮會議の決議又は軍縮條約中に明文を設け、之を設置することとし同條約所定の權限又は批准に至る經過期間中必要なる權限を與ふること、し度しと提言し多數の贊同を得たり」

と披露し、今後の議事方法としては一兩日私的會合を行ひ特に目下の難問題たる制裁及防禦兵器（平等權適用問題と關聯す）の二、三の解決に努め以て一般委員會の開催を計り度右會談の結果英案の修正を必要とすべきに依り該任務は提案國たる英に委嘱したしと述べたる處英國代表は之を受諾し獨國代表は此の際速に條約案第一讀會を開始し、會議が成果に達せんことを希望すと述べ大體に於て議長の提案を容認せり。

二、十月十四日幹部會開催

英國代表は

「予は漠然たる樂觀的言辭を弄するの時機は既に去れりと爲すものなるが故に極めて率直に自己の見解を述べんとす。」

私的會談の結果英條約案中の若干點に付修正の要あるを知れるに至れり。例へば英案は其の有效期間を五年とせるに對し八年說出で居り（本點に關しては大なる反對無きものゝ如し）又右期間の終には強大なる軍備を要する國の軍縮及安全保障組織の下に置ける平等權の實現を行ふべしとの說あり右は漸進的軍縮にして既に本會

議の認めたる處なり。

九日幹部會に於ける議長の「不安なる歐洲政情の現況」に顧み、云々の語に照しても右の如きは寧ろ當然のことゝ云ふべく、而して吾人政治家は右不安なる現状を現實なる事實として直面せざるを得ず、之吾人が八年の期間は歐洲大陸陸軍編成様式統一及常設軍縮委員會に依る適當なる監督制度に依り始むべしとする所以なり。前回會合に於ける議長提案に基く同委員會設置促進方法が實際上可能ならば大に可なり、但し監督は一般的適用性のものたるべし。

條約實施第一期を四箇年或は更に短き期間と爲すも軍縮條約は八箇年の期間終了後、強大なる軍備國に對する大縮減（英案記載のもの或は他の案に依るとを問はず）に關する詳細なる規定並に禁止兵器の破棄及其の將來の保有を禁止せる後、一切の國に對し等しく保有を許さるべき兵器の「コンモン・リスト」を掲ぐべし。

予は之と同時に條約は即時再軍備を廢すべきものなることを信ず、但し右は例へば「ライヒスウエーア」編成様式變更より来る「リーズナブル、リアーマメント」を

包含せざること勿論にして、又締約國は條約實施と同時に禁止兵器の製造購入を爲さざることを協定すべし。

予の聲明中の諸點に關しては、會議參列諸國が各々來週より一般委員會に於て其の態度を明かにすること最も會議進行に資する所以なりと信ず」と述ぶ。

米國代表は

「英陳述の要點は去る五月米大統領「メツセーチ」の趣旨即ち再軍備を排し質的平等は強大なる軍備を有する國の軍縮に依り實現すべしとの點に合致す、但し世界の現狀は一舉に右を實現するに適せざるが故に漸次之に至るべく又監督は軍縮義務に關する正確なる過程に付行ふべし」と述べ

伊國代表は會議成立の爲協力すべき旨述べ

佛國代表は英案第二讀會には現在の國際政局及英國代表の言及せる三原則を斟酌すべしと述べ、

獨國代表は

「獨の態度は終始一貫し、强大軍備國の軍縮及即時且實際的なる平等權の實現の二點にあり、英外相陳述の趣旨は速に本國政府に報告すべし」と述べたり。

尙二三國代表の演説ありたる後散會す。

三、十月十六日一般委員會開會直前幹部會を開催

議長より別記第一の獨國軍縮會議脫退に關する獨外相通報を披露し、次で別記第二議長より回答文を披露し、會議今後の事業に關し各代表部は本國政府に諮るの要あるべきに付一時休會することに決す。

次で一般委員會に移り議長より去る九日、十四日幹部會の經過を略述し、十四日幹部會に於ける英外相聲明は今後議事の指針たるべきものなりしも、新事態發生せらるが故に此の際、曩に了承し置くべきことを提議し獨宛回電案を幹部會決定通り可決せられたり。

(別記第一)

十月十四日軍縮會議議長に對する軍縮會議脫退に關する

獨逸外相の通告要旨

軍縮問題に關し關係各國間に於ける最近討議の経過に顧み、軍縮會議は其の唯一の目的たる一般軍縮を實現し得ざるべきこと明瞭となれり、又右會議の失敗は専ら高度軍備國に於て軍縮に關する契約義務の履行を欲せざるに依るものなること明なり。右の結果、權利の平等に關し承認せられたる獨逸の要求を充足すると不可能ならしめ、且獨逸政府が本年初頭再び會議の事業に參加したる條件は最早存在せざるに至れり。故に獨逸政府は軍縮會議より脱退するの已むなきに至れり。

(別記第二)

十月十六日獨外相の通告に關する軍縮會議議長よりの回答要旨

獨國政府は幹部會が會議の「プログラム」を一般委員會に提出せんことを決定せるとき、會議脱退の措置を執られたる此の「プログラム」は獨國の關與せる本會議の決議に基き一般委員會に提出せられたる條約案に於て考慮せられたるものと略同様なる

軍備の縮少を一定期限内に完了せらるべく、漸進的に實現せんとするが爲作成せられたるものなり。尙又、此の「プログラム」は獨國政府が既に要求せる權利の平等の實現の爲關聯せる安全の程度を規定せるものなり。故に予は到底首肯し得ざる理由に基き、貴國政府に依り執るの已むを得ざりし此の重大なる決定を遺憾とするものなり。

四、十月二十五日幹部會開催

議長より

「今後の議事方法として會議は幹部會の責任の下に第二讀會用の具體案作成に努め十二月四日より遅からざる時期に一般委員會を開催し、右具體案を附議すべきことを提案す。之に對し、

佛國代表は

「會議を繼續することを欲するものなるも會議關係商議は常に壽府に行はるべきことを要す」

英國代表は

「英政府に於ても會議繼續を熱望するものにして、議長提案に同意を表す」と述べ

其の他多數國代表は議長提案の趣旨を容認せり。

五、十月二十六日一般委員會開催

士及小協商國側より會議の決定は一切の國を網羅する會議機關に依り爲さざるべしと念を押したる後二十五日幹部會（前號）決定を採擇す。

六、十月二十六日幹部會開催

議長より幹部會次回招集期日を十一月九日とし、其の間必要なる商議を行ひたしと諮りたる處、休會期日に付種々意見ありたるも結局次回期日は休會中の商議進捗程度の如何に依りては來週末にも幹部會を招集すとの了解の下に議長原案通一應十一月九日とすることに決す。

尙帝國代表は席上左の如く聲明せり。

（一）數週間以來歐洲關係重要問題に付商議行はれ來れるも、事歐洲事項たり又歐洲問題には干與の意思なかりしが故に、吾人は其の圈外にありたり。十月十四日以

來事態は完全に變轉せるも會議議事の中心は依然歐洲問題にして、從て、先づ歐洲國間に協定素地を作る事重要なり。日本代表部は英案に對し數個の難點を有し居るも、右は歐洲國間に協定の成るを俟て然る後兩者の調整を計るべく休會中に行はるゝ商議には歐洲問題に關する限り日本代表部は參加せず。其の結果を俟つべし」

七、十一月九日幹部會開催

議長より

「今後の議事方法としては幹部會非參加國殊に修正案提出國の意嚮を參酌するの要あり」と述べ、

右目的の爲十日議長、副議長一般報告者、英、佛、伊、西、諾及波蘭より成る小委員會を構成し會議附議事項中

- 一、分科會に附託せらるべきもの

- 二、報告者に委任すべきもの

とを區分せしめ幹部會自身は右報告討議に基き、十一日午前再開のことを提議し、佛代表は

「議長議事手續を支持しつゝ會議は此の際目立たざる形式に於て議事成果を擧ぐること緊要なり」と述べ、

他に發言する者無く結局右に決せり。

八、十一月十一日幹部會開催

十日小委員會にて作製の報告附議左記採擇す。

- 一、報告者を任命せるもの
 - (イ) 安全保障（武力不行使及侵略國決定問題）「ボリテイス」
 - (ロ) 陸軍機材（條約實施期間問題と共に）「ベネツシユ」
 - (ハ) 海軍問題、海軍委員會議長「モレスコ」
 - (ニ) 空軍問題、空軍特別委員會副議長「ランゲ」
 - (ホ) 兵器問題、兵器取引及製造問題報告者「コマルニキ」
- 二、委員會を設けたるもの

(イ) 人員問題

英、米、佛、伊、蘇、蘭、洪牙利等十國より成る人員特別委員會議長「エストマン」を議長とし英案第八條、第九條、第十三條及歐洲大陸陸軍編成様式統一實現具體方法等を研究せしむ。

(ロ) 監督問題

日、英、米、佛、伊、蘇、白、土、西、波蘭、諾威、亞爾然丁の十二國より成る起草委員會を設け監督問題、報告者「ブルカン」を議長とし、常設軍縮委員會の即時設置、監督委員會の構成、自動的定期的監督及例へば國防費及兵器取引及製造化學戰の準備人員等、右監督の目的物に關する條項を起草せしむ。尙制裁（佛は制裁なる用語に代ふるに條約實施の保障なる語を以てすべきことを提議したり）問題は議長手許に於て先づ研究し、其の結果を適宜各代表に送付すること爲せり。

右探擇後議長は前記報告者及委員會は十日乃至二週間以内に任務を終了せられ度報告提出あらば全部の出揃ふを俟たず適宜幹部會を召集し度旨懲憲せり。

九、十一月二十二日幹部會開催

議長

「佛、伊、英、米各代表及「ボリテイス」、「ベネッシュ」を招きて協議したる處現在重要政治問題に付意見の相違ありて、尙早に一般委員會を開催するも満足なる結果を得難きこと認められ十二月四日の一般委員會は一月の理事會開催と同時、若は直後迄延期し期日は議長に於て副議長及總報告者と諮りて之を確定すべく、各國政府は直に外交的手段に依り重要問題の解決に努力し、其の結果を議長に報告すること、し、其の間現在の各委員會を如何なる程度に續行するかを議長に於て副議長總報告者と協議の上決定することとしては如何と諮りたるに何等意見を述ぶるもの無く右の如く決定せり。」

第三、人員委員會

一、十一月十三日 英案第二編第一節第三章（人員減少及編制替に關する條項）を審議することに決定せるが十四日の會議に於て人員縮少の基礎數字は條約所定の方法にて算出せられたる一九三一年、若は一九三二年のものを採用することに決せり。但し法定數實在何れに據るべきやは將來の懸案とせり。

二、自十一月十三日至同二十二日の委員會に於て英案第二編第三章を審議せるが其の成果概要左の如し。

一、陸軍人員縮少の出發點となるべき人員算定手段を定む。

二、監督を容易にする見地より英案A條を改め縮少比率を年度毎に規定す、但し反對意見あり。

三、長期兵より短期兵に改むるに伴ひ、人員を増加する場合の年度増率は前項のものを採用す、尙右比率より以上に長期兵を除隊したる場合の處理規定を附加す。

四、長期兵の縮少率を年度毎に規定す。

五、長期兵より成る團體（英案第十八條第二項參照）廢止比率を年度毎に規定す、但し反対意見あり。

六、長期兵より第十六條規定の服役期間に移るための中間服役期間を年度毎に規定す。

七、除隊したる長期兵を人員算定外の人員として雇傭することを禁止す。

八、報告に關する規定を定む。

以上の中一、二、八は一般に其の他は第二章の歐洲陸軍にのみ適用す。

三、自十一月二十三日至十一月二十七日の委員會に於て英案第三編（報道交換）に插入すべき陸軍人員關係を一先終了せり。審議せられたる定期報告事項左の如く決定せり。

一、人員軍事豫備教育關係法規

二、豫算關係書類

三、徵兵國の出產死亡統計

四、平時編制

五、團體配置表

六、將校停年名簿

七、陸軍兵力及類似團體並に豫備教育團體の參加月報

八、壯丁の體格年報

九、新兵の配當年報

- 一〇、人員數點検に資する爲の俸給其の他の支拂書類
- 一一、人員に算入せざる警察等に關する年報
- 一二、隊外軍事教育監督の爲の書類
- 一三、十一月三十日の會議に於て第二章（歐洲大陸陸軍）の審議を終了し、十二月一日より報告の起草に着手せり。

第四、監督委員會

一、十一月十三日の委員會に於て

- （イ）當分議事錄を作製せざること
- （ロ）議題は常設軍縮委員會關係事項特に監督問題とし、英案に對する修正案同案に關する補足的修正案及右常設委員會の即時設置の順序にて討議することを定めたる後一般的討議を行ひたる處

伊代表は

「自國は本委員會議事に對し「アブステイン」する旨を宣言す」

帝國代表は

「現場監督に關し從來帝國の爲し來れる一般的留保は依然之を支持す」

蘇代表

「現場監督に對し反対の意を表するものに非ざるも同監督にして實効を擧ぐるが爲には其の適用を普遍的ならしめ、蘇聯邦近接國及地域を其の適用より排除すべからずと爲すものなり」

帝國代表

「蘇の所謂普遍的適用に付帝國としては意見を有し、一般的留保を爲したる次第なるが本委員會議事の現狀は未だ其の時機に非ざるに依り我方見解の詳細は何れ右蘇修正案提出せられたる時又は其の他適當の機會に於て開陳すべし」

二、十一月十六日の委員會に於ては英案第八十六條（委員會の決定は會合に出席せる

委員の過半數に依る件) 及第七十三條(委員會は申立ありたる場合調査を行はしむる件) 中の「多數決」を條約署名國の三分の二とするか出席國の三分の二とするかに付ては決定に至らず次で特別多數決方法に付佛國代表より最初の規則採決に付ては第八十六條の一般方法に依り、其の後の修正に付ては三分の二とすべしと提議したるが再考することとなり、其の會の特別多數決に依る場合をも研究することに決す。

三、十一月二十日の委員會に於て英案第七十條(委員會は或種の報道を考量に入るゝ件) に付て責任ある筋より來る情報に付ては責任ある筋なるや否やを決定することを常設委員會に委ねるは危険あるを以て右に付條約中に一定の定義を與ふべしとする波蘭の提議に對し、佛英兩國代表及議長は定義を爲すの困難なるを理由として反對し、次で責任ある筋なるや否やを決定したる後に其の情報内容を審議して、之を取り上げべきや否やを決する場合に付、前者は特別多數決に依り後者は多數決に依るべしとする佛國の主張に對し議論分れ決定に至らず。

十一月二十八日の委員會に於て、英案第七十條佛國修正案に關聯し議長は責任ある筋より出でたるや否やを豫め審査すべき小委員會を構成して其の意見を求め、同委員會には當事國代表者をも參加せしむべきことを提議し之に決す。

尚議長は多數決問題に關聯し、最初の議事規則採決に一定の期間を置く場合には出席者の多數決に依るべきも、然らざる場合には署名國半數以上の出席を以て多數決に依り同規則の修正には半數以上の出席ありて三分の二の多數に依るべしと提議し、次で採決せらる。

四、十二月一日の委員會に於て定期實地調査問題討議す

議長は英案第七十五條(定期的調査に關する件) を左記趣旨にて起草せんことを諮り大體異議無く可決す。

「條約に依る約束の範圍内に於て、各國の軍備に對し一年少くとも一回定期視察を行ふ。但し常設委員會は出席國三分の二の多數決に依り、且右多數決に被視察國の隣國が總て加はり居る場合は右定期視察を一年間休止せしむることを得、定期視察は

署名國の完全なる平等待遇の下に視察委員會（複數）を組織すべし。視察委員會は條約の實施を確め且右監督上必要なる現地調査を行ふものとす。（英代表の注意に基き右視察委員會は監督委員會と名付くることゝす）』

五、十二月六日の委員會に於て是迄の討議の結果に基き議長の作製せる條文案を審議し、第六十九條末項を「締約國は其の提出情報に關し、常設委員會の要求に應じ書面又は口頭を以て條約各條の範圍内に於て補足の情報又は説明を供給す」と改め、又第八十六條中には特に手續の議定方法に言及する必要無しと認め議長案の當該項を削除すること、及議事規則作製に付ては過半數に依るも締約國半數の出席を要し、右定員數に達せざる場合には十五日の間隔を置きて再開し出席國の過半數に依ることを明かにしなる外、異議無く第二讀會開催前に更に集合して研究を續行することに決す。

第五、國防費問題

國防費専門分科會は昨年六月八日一般委員會の決議（一般軍縮會議經過概說其五、五三頁參照）に依り國際監督付國防費公表に關する條約條文案及附屬書案を起草することゝなり六月十三日より之に着手せり。分科會は先づ起草すべき文書の範圍を大體左の如く決定せり。

- (一) 條約條文案
- (二) 國防費「リスト」
- (三) 公表様式及附屬特殊説明事項
- (四) 公表様式記入指示書
- (五) 對照表
- (六) 對照表記入指示書

右の中（三）及（五）は曩に國防費委員會に提出したる分科會報告に記載しあるを以て大體之を襲用し他の事項も右分科會報告を基礎とし各委員に於て分擔起草することとせり。

斯くて七月十日分科會は條約條文案案の第一讀會を終了したるが右條文案案は他の附屬書案の採擇により變更を受くべきものなること及條文案案中には分科會に於ても未だ決定し得ざる點あること等より全然試案に過ぎざるものなり。

七月十一日將來の事業計畫を討議し、九月十一日迄休會同十二日會合し、休會中各分擔者起草の附屬書案を整理し、二十日頃より分科會を開會し之を討議することに決定す。

右の決定に依り分科會は九月十二日より總會の外、私的會談及小分科會を重ね既に附屬書案中一般指示案、支拂額公表様式及豫算公表様式、豫算變更概況、特殊說明事項並に對照表等に關する各指示案、勸告案及國防費「リスト」案等の討議を行ひ第一讀會を終了し、更に十一月二十四日より國防費公表に關する條文案案及附屬書案を總括して第二讀會を開始し十二月十一日終了せり。追て一般委員會に提出する筈なり。

又分科會は昭和八年六月八日一般委員會の決議（一般軍縮會議經過概說其五、五三頁參照）に依り審查未了各國文書の審査を續行し居れるが之に對する報告作成迄にはなれり。

尙相當の日子を要する狀況に在り、尙十一月十六日監督委員會に於て佛委員より「國防費の監督に依り軍備殊に人員機材の直接制限の監督上如何なる寄與を爲し得るや」の研究を國防費専門分科會に委嘱すべき旨を提議したり。其結果分科會に右問題審議方の委嘱ありたるが一月十七日分科會を再開し、右審議に對する態度を決することとなれり。

